

近世における新田村落の歴史地理学的研究

——信州安曇郡塩島新田を例として——

桑原公徳

まえがき

わが国の近世は耕地が著しく増加した時代である。菊地利夫は近世を「日本史上の最大の耕地拡張時代」¹⁾とよんでも過言でないとして述べ、木村礎も「近世という時代は耕地がまさに爆発的に増大した時代である」²⁾と述べている。確かにわが国の近世は治安が確立し、土木技術の進歩があり、また、都市の発達に伴って食糧需要が増大するという背景があった。一方では幕府および諸藩の貢租増徴策として、あるいは町人資本の投機の対象となって新田開発が盛行した。とくに木村は、新田成立の根底に領主側の年貢増徴の要求と共に、本百姓の自立現象を支えた持添（切添）新田の全般的増加のあることを強調している。

このように、新田開発は近世における顕著な事象であったから、地理学はもちろん歴史学からもとりあげられ、多くの研究成果が積み重ねられてきた。新田開発ないし新田村落を扱った研究書には、地理学では菊地利夫³⁾・矢嶋仁吉⁴⁾・喜多村俊夫⁵⁾、歴史学ないし社会経済史学では松好貞夫⁶⁾・伊藤好一⁷⁾・木村礎⁸⁾などの著書がある。石川卓美⁹⁾・三浦鉄郎¹⁰⁾などのように1つの藩領の新田を扱った単行本もみられる。また、農業経済史などの著書の中にも新田をとりあげたものが少なくない。新田ないし新田村を課題とした論文になると、『地理学文献目録』（1～7）にみるように、その数は極めて多い。

近世の新田に関する研究は少なくないが、近世に建設された新村総数（注1 136～138頁）に比べればその一部にすぎない。とくに新田の開発課程を明らかにし、村落の復原まで試みた研究となると、その数はかぎられてくる。村落

景観の復原的研究が少ないのは、村落の機能を重視し、形態を軽視する傾向によることも考えられるが、一方では史料の乏しいことに一因があると思われる。

一般に近世に開かれた新田は、新田地名がつけられ、地割も規則的であるため、現在の地形図からでも、それと読みとれるものが少なくない。典型的な新田地帯、例えば八代・有明海沿岸や瀬戸内海沿岸、あるいは武蔵野などはその好例である。しかし、一方では新田地名は存在するが、それが地形図に現われないもの、あるいは新田地名は地形図に記されているが、それから新田特有の地割を読みとることのできない例も意外と多い。とくに全国各地に点存する規模の比較的小さい新田の場合はそうである。また、新田研究には関係文書や絵図が残っておれば理想的であるが、そのような例は少ない。たとえ絵図が保存されていても、宅地や耕地の地割まで示したものは少ないから、村落形態を復原できる事例は限られることになる。

このようにみえてくると、各地に点在する新田村落については、開発当時の村落形態やその後の発達過程などを、具体的に明らかにすることは極めて困難といえる。従って、従来の市町村史誌類では新田文書があればそれを解説する程度で、村落の形態図まで掲げて説明するものは稀であった¹¹⁾。しかし、近世の地域研究においては、新田史料の有無に拘らず、その地域に新田ないし新田村落が存在したか否かを確認し、存在したとすれば、その規模や形態についての復原的な追究が試みられるべきであろう。

新田の分布を確認するには、農林省農務局¹²⁾と土木学会¹³⁾とが、全国の新田を府県単位に郡ごとに集成した貴重な資料がある。しかし、そ



写真1 道路中央に河が流れる白馬村新田の家並
(昭和37年頃撮影, 横沢要雄氏提供)

れにはすべてが網羅されていないから、他の資料で補わなければならない。その場合、字名の収集¹⁴⁾は有効と思われる。新田のかつての具体的な規模や形態については、当時の絵図がないとすれば、近現代の景観の中から、それを抽出する努力がなされなければならないであろう。小稿では、主として形態復原を中心的課題とする。

さて、本稿で事例として取り上げる信州安曇郡塩島新田村というのは、現在の長野県北安曇郡白馬村大字北城の新田に当たる。この集落に着目したのは昭和47年7月、たまたまバスの窓から眺めた感じが新田村落の特色を示していたからである。その時は、半日を割いて村落の主要部分の地籍図を筆写しただけであったが、それから10年後の同57年に再び訪れ、若干の資料を追加した。以上のように、この小稿は偶然に目を引いた村落について、その成立当初の景観を明らかにしてみようとしたもので、はじめに課題を設定し、計画的に取り組んだ研究ではない。

昭和47年頃は、地籍図が歴史地理学的研究にどの程度役に立つかについて強い関心をもっていった。従ってその時期は、新田村落の研究に土地台帳とそれに付属する地籍図が、どの程度有効であるかが最大の関心事であった。そのため、史料の有無は問題にしなかったと思う。しかし動機はどうであれ、ある事象を明らかにしようとする場合、関係史料の収集は不可欠である。

そこで2回目の調査の折には、長野県立図書館・長野県史刊行会¹⁵⁾などで資料の収集を行なった。未刊行の史料には見るべきものはなかったが、県史その他の史誌類から若干の資料を集めることができた。

以上のような経緯で現白馬村の旧塩島新田村を取り上げた。この村落は5万分の1地形図の「白馬岳」図幅に「新田」として現われているが、それからは新田村特有の地割形態を読み取ることはできない。しかし、地形図では新田村らしい景観は見られないが、その地籍図を見

ると、新田村特有ともいえる地割形態や土地利用形態が見出される。さらに土地台帳から知られる宅地・耕地や原野・墓地などの土地所有状況は、近世におけるその状態を暗示するものがある。このように見ると、全国各地に分布するこの種の新田研究には、資料として“地籍図”と“土地台帳”とが、極めて有効であることが予知される。本稿ではその有効性を実証してみたいと思う。

以下、石高・新田地名(行政村名)などから塩島新田が属する松本藩領における新田村の建設状況を見たあと、白馬盆地の自然と開発過程を概観する。ついで塩島新田の延宝検地帳に基づいて地元で作製された屋敷配置図を検討してみる。一方、明治期の地籍図と土地台帳から地割形態や土地利用・土地所有状況を把握し、それらとさきの屋敷配置図との比較考証により、また伝承などの聞取事項も参考にして、延宝期の村落景観の復原を試みる。最後にはこの新田村落の性格について検討しておきたいと思う。

I 松本藩領の本高・新田高と新田地名

信州安曇郡塩島新田村が属する松本藩における近世の開発状況を、まず石高によって概観してみる。石高の大小や増減を単純に開発に結びつけるのは問題であるが、その推移から開発の傾向を読みとることは許されてよいであろう。とくに新田高が記録されている場合は、その当

表1 松本藩の寛文期における郡別組別の本高と新田高

| 郡 | 組(与) | 本 高 (A) | | | 新 田 高 (B) | | | 計 (C) | | B/C×100 % |
|-------|----------------------|---------------------|----------------------|---------|-----------|---------|---------|-------|---|-----------|
| | | 石 | 斗 | 升合 | 石 | 斗 | 升合 | 石 | 斗 | |
| 安曇郡 | 上野 | 4,961 | 4. 1. 0 | 2,224 | 2. 0. 5 | 7,185 | 6. 1. 5 | 30.9 | | |
| | 長尾 | 4,419 | 2. 5. 2 | 3,939 | 1. 5. 1 | 8,358 | 4. 0. 3 | 47.1 | | |
| | 成相 | 5,283 | 3. 8. 9 | 2,483 | 9. 5. 8 | 7,767 | 3. 4. 7 | 31.9 | | |
| | 穂高 | 4,684 | 8. 2. 4 | 2,202 | 3. 8. 9 | 6,887 | 2. 1. 3 | 31.9 | | |
| | 松川 | 4,798 | 3. 5. 1 | 1,328 | 9. 3. 2 | 6,127 | 2. 8. 3 | 21.6 | | |
| | 池田 | 5,926 | 8. 4. 2 | 3,992 | 7. 0. 7 | 9,919 | 5. 4. 9 | 40.2 | | |
| | 大町 | 4,228 | 0. 2. 3 | 4,505 | 8. 0. 4 | 8,733 | 8. 2. 7 | 51.5 | | |
| | 小計 | 34,302 | 0. 9. 1 | 20,677 | 1. 4. 6 | 54,979 | 2. 3. 7 | 37.6 | | |
| 筑摩郡之内 | 麻績 | 4,471 | 7. 4. 2 | 3,633 | 0. 7. 3 | 8,104 | 8. 1. 5 | 44.8 | | |
| | 会田 | 4,626 | 6. 4. 2 | 3,143 | 3. 5. 8 | 7,770 | 0. 0. 0 | 40.4 | | |
| | 岡田 | 3,658 ¹⁾ | 5. 5. 3 | 1,725 | 2. 8. 8 | 5,383 | 8. 4. 1 | 32.0 | | |
| | 山家 | 3,306 | 7. 2. 1 | 1,348 | 3. 1. 3 | 4,655 | 0. 3. 4 | 28.9 | | |
| | 庄内 | 4,390 | 9. 6. 8 | 1,879 | 5. 0. 3 | 6,270 | 4. 7. 1 | 29.9 | | |
| | 島立 | 5,329 | 0. 3. 2 | 3,464 | 9. 2. 1 | 8,793 | 9. 5. 3 | 39.3 | | |
| | 出川 | 3,516 | 5. 6. 5 | 2,840 | 1. 1. 3 | 6,356 | 6. 7. 8 | 44.6 | | |
| | 塩尻 | 6,397 ²⁾ | 6. 0. 9 | 3,342 | 5. 1. 4 | 9,740 | 1. 2. 3 | 34.3 | | |
| 小計 | 35,697 ³⁾ | 9. 0. 9 | 21,377 ²⁾ | 0. 8. 3 | 57,074 | 9. 9. 2 | 37.4 | | | |
| 合計 | 70,000 | 0. 0. 0 | 42,054 | 2. 2. 9 | 112,054 | 2. 2. 9 | 37.5 | | | |

『信府統記』第27による。

- 1) 筑摩郡岡田組の本高の斗以下は5斗5升2合が正しい(17 5巻278頁)。
- 2) 同郡塩尻組の本高の斗以下は6斗8升7合が正しい(注17 5巻325頁)。
- 3) 筑摩郡の本高小計の斗以下は、計算すると8斗3升2合になり、史料の小計と一致しないが、これは上記のように岡田組と塩尻組に誤記のあるためである。9斗9合が正しい。

時の開発状況を知るうえで有益である。松本藩の石高史料は『新編信濃史料叢書』¹⁶⁾(以下『史料叢書』と略す)に収められている。

はじめに、同叢書所収の『信府統記』¹⁷⁾によ

って、松本藩領における近世前期の開発状況を見る。その第27の「信州松本領目録」¹⁸⁾に記される領内の郡別・組(与)別の本高と新田高をま

とめると表1のようになる。本稿は寛永19

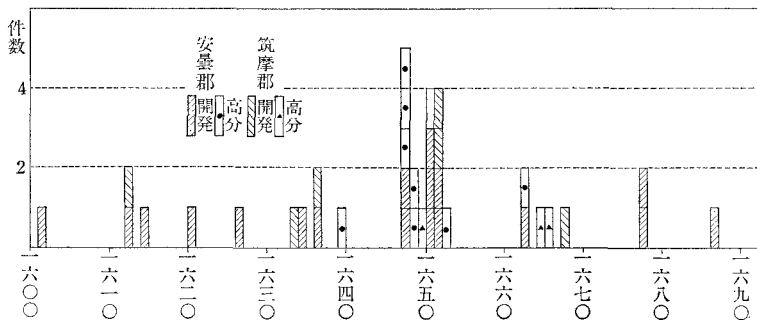


図1 松本藩領における新田開発年次(「新田開発時節改」による。他に開発年次不明の新田:安曇郡5,筑摩郡6)

(1642)年に水野忠清が入封した時のものであり、新田高は寛文4(1664)年までに開発されたものである。本高の両郡の合計70,000石に対して新田高の両郡の合計42,000石は、相対的に後者の比重の高いことを示している。本高と新田高を合わせた112,000石は、17世紀中頃の松本藩の実質的な総石高とみられるが、その37%が新田高ということは、松本藩領においては近世前期に新田開発が盛んであったことを物語っているといえよう。本高と新田高の割合は安曇・筑摩両郡ともほぼ同じであるが、いずれも組によってかなり異なる。とくに安曇郡大町組は本高より新田高の方が多く、長尾組も本高の90%近くに相当する新田高がある。

『信府統記』第27には「新田開発時節改」¹⁹⁾を載せている。これは元禄年中に改めたもので、安曇・筑摩両郡の新田について、それぞれの開発年次または高分(別)年次を記しているが、それによれば安曇郡32(うち年次不明5)、筑摩郡15(同6)、計47の村名が見られる。図1は両郡における開発または高分の年次を示したものである。年次不明の村は元禄期をかなり遡るものと推定されるが、時期の判明するのは17世紀中葉に集中しているのが注目される。また、「新田開発時節改」に載る村々の分布をみると、安曇郡の大町組に圧倒的に多く、長尾組がこれに次ぐ。新田村の多いところは先の表1から算出

される新田高の割合の高い地区と符号する。本稿で取り上げる塩島新田村は、新田割合の高い大町組に属している。

松本藩領における近世前期の石高の推移をみるには、3時期の石高を連記した史料²⁰⁾の検討も必要であるが、それは主題からやや離れるので省く。ここでは塩島新田村が属する安曇郡の天正から明治までの石高の推移を概観するとどめる。近世各期の石高資料は『史料叢書』²¹⁾に収められ、解題も付せられている。しかし、解題では「信州松本領分村々高附帳」²²⁾を寛永19年、「信濃国絵図高辻」²³⁾を正保4年と推定するが、共に他の資料と整合しないようにみられる。これに類したものは除いたので、表2に掲げたのはごく一部である。表に載せたものでも、例えば元禄期の石高は、内閣文庫所蔵の元禄郷帳²⁴⁾の数値と同じであるが、寛文期に比べると少ないようにみえる。また、各年次の石高を単純に比較するのは問題であるが、先にもふれたようにその推移から開発の傾向は読み取ることができるであろう。

近世前期の開発については、すでに若干触れたが、表2を見ると天正～寛永間の半世紀には2,000石余の増加であるが、寛永～寛文間の20年余の間には20,000石以上も増加している。この著増期は菊地利夫のいう第1回開発隆盛期²⁵⁾にほぼ相当する。寛文～正徳間の半世紀は、史

表2 松本藩における安曇郡の石高の推移

| | 石 高 | 村 数 | 史 料 |
|------------------------|-----------------------------------|---------------------|---|
| 天正18 (1590) | 32,221 8. 4. 1 | 111 | 筑摩 両郡郷村御朱印御高附 (11巻, 262頁) |
| 寛永19 (1642) | 34,302 0. 9. 1 48,870 5. 3. 2 | 144 (148) + 2 | 松本領御朱印郷村高辻 (5巻, 150, 151頁) 信州松本領分村々高附帳 (11巻, 294~303頁) |
| 寛文4 (1664) <下段は新田高> | {34,302 0. 9. 1 20,677 1. 4. 6 | 144 | 信州松本領目録 (6巻, 563, 564頁) |
| 元禄15 (1702) | 38,944 2. 3. 8 | 179 | 信濃国郷帳 (11巻, 80頁) |
| 正徳3 (1713) | 51,868 2. 3. 6 | (179) | 信濃国 筑摩 両郡高寄 (11巻, 305頁) |
| 享保9 (1724) | 55,053 3. 3. 0 | ? | 同上(当高) (11巻, 322頁) |
| 天保5 (1834) | 60,123 8. 7. 0 | 180 | 信濃国郷帳 (11巻, 129頁) |
| 明治元 (1867) | 64,224 7. 8. 0 | 179 | 『旧高旧領取調帳』 (中部編, 413~422頁) |

巻数は『新編信濃史料叢書』のそれを示す。

表3 松本藩領の安曇郡における各時期の「新田村」

| A天正18 | B寛永19 | C元禄年中 [※] | D元禄15 | E正徳3 | F天保5 | G明治1 | |
|---------|---------|--------------------|-------|------|---------|-------|------|
| 成相郷新田町分 | 成相本郷新田村 | 同新田村 | 同新田町村 | 同新田町 | 同新田町村 | 同新田村 | |
| | 犬飼新田村 | | 同新田村 | 同新田 | 同新田村 | 同新田村 | |
| | 下平瀬新田 | | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 | |
| | 鳥羽村新田 | | 上下同村 | 同村 | 同村 | 同村 | |
| | 住吉新田村 | | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 | |
| | 内鎌新田 | | 同新田村 | 同新田村 | 同新田 | 同新田村 | 同新田村 |
| | 青木花見新田 | | 青木新田村 | 同新田村 | 青木花見新田 | 青木新田村 | 同新田村 |
| | 山内新田村 | | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | 切明新田村 | | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | 相川新田村 | | 一日市場村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 |
| | | | 七日市場村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 |
| | | | 中堀村 | 同村 | 同新田村 | 同村 | 同新田村 |
| | | | 小田多井村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | | | 田尻村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 |
| | | | 小海渡村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 |
| | | | 等々力町村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同村 |
| | | | 狐島村 | 同村 | 同新田村 | 同村 | 同村 |
| | | | 富田村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | | | 神戸村 | 同村 | 同新田村 | 同村 | 同新田村 |
| | | | 荻原新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 |
| | | | 峯方村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新用村 |
| | | | 島新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 |
| | | | 大塚村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | | | 切久保村 | 同村 | 同村(切窪) | 同村 | 同新田村 |
| | | | 新行新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 |
| | | | 椴平村 | 椴平村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | | | 加蔵新田村 | 同新田村 | 同新田 | 同新田村 | 同新田村 |
| | | | 野平村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | | | 高根新田村 | 同新田村 | 同新田 | 同新田村 | 同新田村 |
| | | | 細野村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 |
| | 野平村 | 同村 | 同新田村 | 同村 | 同新田村 | | |
| | 大出村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 | | |
| | 峯方村 | 同村(嶺方) | 同村 | 同村 | 同新田村 | | |
| | 深沢空峠村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同新田村 | | |
| | 塩島新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 | 同新田村 | | |
| | | | | | 小泉入作新田村 | 同新田村 | |

各年次の出典は表2と同じである。但し、※印の元禄年中は「新田開発時節改」による。

料の吟味を必要とするが、停滞的であったといえよう。その後の正徳～天保間の120年間、および天保～明治の30余年の間には、8,200石と4,100石が加わり、微増ないし漸増している。以上、僅かな年次の石高史料からではあるが、

松本藩領の安曇郡では、大体寛永～寛文の時期に新田開発が最も盛行したと見てよいであろう。かくて、安曇郡塩島新田村は、松本藩における新田開発の最も盛んな地域で、最も盛行した時期に開かれた村といえる。

近世の開拓地には新田地名が付けられる場合が多い。それには当時の村・字・小名など各段階のものがあるが²⁶⁾、ここでは新田名をもつ藩政村を取り上げる。表3は主に表2に用いた史料から新田村を抽出したものである。このうち、元禄年中とある欄は、さきの「新田開発時節改」に載る村名で、そこには「新田村」を付したのは9か村にすぎないが、みな新田村として改めたものであるから、そのすべての村を列挙した。元禄15年以降については、新田村のその後の有様をみるため、新田地名の付かない村も載せている。表示の各年次について説明する余裕がないので、元禄年中を中心に概観するにとどめる。

元禄年中の「新田開発時節改」に記されている32村のうち、新田村の付く9か村は、そのすべてが明治初年まで終始新田村として扱われている。元禄年中に新田村の呼称をもたなかった23か村の内訳は、(1)元禄以降明治まで新田村の呼称をもたなかった村6、(2)元禄以降新田村の呼称を付けなかったが、明治初年になってその名称を付けた村14、その他に(3)正徳と明治の2期に新田村の名称をもつ村2、(4)正徳のみにその名称を付した村1がある。このうち(1)は元禄よりかなり遡る時期に開かれた古い新田村で、その後新田村の扱いを受けなかったものと考えられる。(2)はかつて新田村であったとの伝承に基づくものであろうが、その場合、年貢軽減対策的意図があったか否か明らかでない。(3)は(2)に、(4)は(1)に近いもののように思われる。

以上、元禄の「新田開発時節改」に記されている村々を見てきたが、そのすべての村は後代の郷帳類に現われている。一方、このC欄に載らないでD欄以降に現われるのは4村であるが、それらの関係村はすでにB欄に見られる。これらのことは、石高において見たように、この地方の新田村の村立は、ほとんどが元禄以前に行なわれたことを物語っている。同じ信州の諏訪藩においても、同様な開発過程をとっていたことが報告²⁷⁾されている。

II 白馬盆地の自然と新田開発

現在の北安曇郡白馬村は昭和31年に神城村と北城村とが合併して誕生した。神城村と北城村とは明治8年、前者が堀之内・佐野・沢渡・飯森・飯田の5か村が、後者は深沢空峠新田・細野新田・塩島・塩島新田・蕨平・野平新田・大出新田・嶺方新田の8か村が、それぞれ合併してできたものである。とくに北城村に新田の付く旧村の多いことに注目される(表3 G欄参照)。ただし、現在の白馬村で「新田」と称しているのは上記の塩島新田だけである。

かつて6か村の新田村の存在した白馬盆地は、どのような環境のところであろうか。まず地形を見ると、姫川の支流谷地川・犬川・平川・松川および楠川などが形成する扇状地が大部分を占めている。しかし、小規模な白馬盆地でも南の神城地区と北の北城地区では性格を異にする。例えば神城地区には犬川が作る扇状地もあるが、谷地川が姫川と合流する付近一帯には低平な沖積地が広がっている。谷地川はヤチすなわち湿地を流れる川の意と解される。これに対して北の北城地区は、とくに松川と平川の扇状地が盆地の大部分を覆っている。姫川が東部山麓ぎわを流れるのは、この扇状地に押しやられたためである。

平川と松川が形成した扇状地をみると、両川の搬出した砂礫の流出量が膨大であったことを推察させる。この扇状地を構成する砂礫は、白馬連峯東斜面の古生層、八方山・岩茸山などの蛇紋岩および唐松岳・五竜岳東斜面の花崗閃緑岩などの崩壊したもので、東部の第3紀層の影響はみられない²⁸⁾。地質図によると、扇状地の大部分は低位段丘礫層(沖積層)、切久保から小谷村にかけては段丘礫層(洪積層)とされるが、表層地層は前者が砂壤土、後者が火山灰土壌からなっている²⁹⁾。

気候は日本の屋根といわれる北アルプスを背にし、盆地床でも海拔700m前後の高地であるため、冬は積雪(昭和49~53年の最高積雪は1.33~1.93m)が多く、寒さも厳しい。夏の最高気温はかなり高いが、気象の変化が起き易く、日照時間が少ない。年平均気温は10℃前後で、

年雨量は1,900~2,000mmである³⁰⁾。これらの自然条件が関連して、本村域では凶作や水害をはじめ、雪崩・飢饉・大風などの気象災害が多い。村の年表³¹⁾を見ると凶作は近世に、水害は近現代に多いが、後者は近年の砂防工事や護岸工事によって減少している。

以上のように、白馬盆地の自然は地形・気候共に恵まれない。それに松本藩領域の辺境部に位置する。従って、農業的な開発は遅れたと考えられる。『和名抄』に載る安曇郡の郷数は信濃国諸郡中最低の4郷³²⁾であるが、この地域にはその遺称が見られない。『荘園分布図』³³⁾に載る姫川流域の荘園は千国荘だけである。もちろん、佐野に古墳があり、堀之内のような城館地名も見えるが、全体的に古代中世にはあまり開発が進んでいなかったとみてよいであろう。しかし、石高の推移でみたように、近世前期には積極的に開発が進められた。そのことは安曇郡全体について言えるが、中でも白馬盆地が含まれる大町組において顕著であった。

白馬盆地の近世における開発は著しいが、その北部と南部ではかなりの相違がある。先に触れたように明治8年旧8か村の合併によって誕生した北城村は、そのうちの6か村が新田村であったのに対し、旧5か村によって誕生した神城村には1箇の新田村もなかった。また、神城地区の旧5か村は、桐山村が消滅(延宝2年の凶作による)して堀之内村が出現する変化(注31 6頁,注58 1118頁)はあったが、その他の村は天正の郷村高帳に推定される「安曇兩郡郷村御朱印御高附」³⁴⁾まで遡る。一方、北城地区の6新田村は、いずれも「新田開発時節改」に現われており、慶安・承応年間に開発ないし高分の村である。このことは新田村の創設を伴うような開発は盆地の北部で行われ、南部ではそれがなかったことを意味する。

盆地南部の神城地区にも新田が開かれたことは、各村の石高増によって推察されるが、新田村の新設を伴うような開発は上記のようにみられなかった。それは、南部の地形的条件が北部のそれよりすぐれ、比較的早くから開発が進み、

すでにその余地がなかったからであろう。従って、北部の新田村は南部の村を母村とするものが多い。さきの「新田開発時節改」によると、新田6か村のうち、塩島新田村が北城地区の塩島村の枝郷であるほかは、神城地区の飯森(枝郷1)・沢渡(同1)・飯田(同3)の各村を親郷としている。このように、開発の古い親郷は、主として沖積平地の広がる南部に、新田村は主として扇状地の展開する北部に分布している。ただし、6新田村のうち5か村が慶安1~承応2(1648~1653)の高分であるから、開発期はそれより遡ることは言うまでもない。

「新田開発時節改」に記されている北城地区の6新田村のうち、開発年次の明記されているのは、本稿で取扱う塩島新田村のみである。それには「慶安四卯年開発」と記している。この年次が正しいことは次の2つの史料によって知られる。慶安3(1650)年3月の「安曇郡塩島新田開発請書」³⁵⁾と、同4年4月の「安曇郡塩島新田開発定書」がそれである。開発請書は塩島新田村の親村の塩島村と、新田開発予定地の北側を占める切久保(村の記入なし)から提出したもので、それには両者の持分区域を指示し、「右之外江者何れニ新田御立テ被レ下候テも、一切かまい無ニ御座ニ候」と記している。

新田開発定書には様ざまなことが10か条にわたって記されている。その最初の条には「飯田・飯森・千国村百姓申候者、冬ハ雪あれ途中ニ而相果、先村江附兼、夏者松川満水ニ而河流等御座候得者、人馬通用無ニ御座ニ候而、誠以テ難渋至極ニ奉レ存候、依レ之何卒以ニ御慈悲ニお伝馬次之村御立置被レ下度様、数年来御敷申上候得者、早速御聞濟御取立塩島村へ被ニ仰附ニ候者」とある。当時、この地方には集落があまり発達していなかった様子がうかがわれる。正保年間作製の「信濃国筑摩郡安曇郡図」³⁷⁾をみても、松川には長さ7間の橋を架けているが、飯森・塩島両村の間には細の村を見るだけである。

第2条前半の「塩島之者共申候者、当村之地所斗リニ御立成被レ置候而者、当村開作難ニ養

相成候得者、何卒四ヶ条与千国村之御容 被_レ成下_ニ度与奉_ニ申上_ニ候得者(後略)は、親村に当たる塩島村のみでは開作を養うことが困難なので、南の四ヶ条と北の千国村も加えてほしい、と言うことであろう。四ヶ条とあるのは現在の白馬村域で、『信府統記』ではこれを「四ヶ庄」³⁸⁾と称している。『長野県の地名』(平凡社)によると、「四ヶ城」の呼称もある。

その他新田村の居屋敷、田畑の開発区域、あるいは関係各村の伐苧の箇所などを示し、最後の条には屋根葺用の萱が不足したときの処置にふれている。このように、定書はかなり具体的なことを記しているのです。さきの新田請書と共に、塩島新田村が開発されるに至る経緯やその概要を知ることができる。

Ⅲ 塩島新田の開発と延宝期の家並模式図

塩島新田の開発年次や開発に至る経緯は、新田開発請書や新田開発定書によって知られたが、開発初期の村落形態を示す直接的史料は見当たらない。『長野県の地名』(同上)によれば、地元延宝7(1679)年の検地帳が保存されているはずであるが、現実には存在していなかった³⁹⁾。しかし、この村落には上記の検地帳と、村落内の各戸に残る古文書類などをもとに、村の開発次第や各家の系譜、屋敷割などをまとめた2つの調書が存在している。1つは昭和10年田中五郎作成の「延宝七年新田村人名屋敷調」⁴⁰⁾(以下「田中調書」と略す)であり、他は同11年山岸忠一郎作成の「新田竿受人及屋敷調」⁴¹⁾(以下「山岸調書」と略す)である。本節ではこれらの資料と、若干の聞き取りおよび墓碑調査を参考に、慶安の開発当初と延宝検地当時の新田村を探ってみようと思う。

開発初期の状況は、簡単であるが上記の2つの調書によって知られる。両調書は、若干の表現の違いはあるが内容は殆んど変わらない。その冒頭に「松本藩ヨリ新田開発ノ命ヲ受ケ、塩島村庄屋五左衛門、組頭喜兵衛、百姓善治外一同ヨリ、慶安三年三月受書ヲ藩庁へ提出セリ」(「田中調書」と記す。これは善次が善治にな

るなどの相違はあるが、さきの開発請書によつたものとみられる。続いて「同四年開発願書ヲ藩庁へ提出セリ、署名ノ願人ハ塩島ノ塩島五左エ門、切久保ノ宮田治部、青具ノ田中庄兵衛(后_ニ庄左エ門ト改名ス)(中略)ノ七人ナリ」とか、「庄左衛門以下五人ハ同年直チニ移住シテ開墾ニ従事シ、治部・五左エ門ハ屋敷ヲ定メタルノミニテ、其年ハ家ヲ建サリシナリ」(「山岸調書」といった具体的な移住状況を記しているが、これは何に依拠したのか不明である。しかし、記されている内容の信憑性は高いとみてよい。例えば、新田への移住者は塩島村の他に切久保・青具や嶺方・厥平などの人びとによって構成されているが、聞き取り⁴²⁾によれば現在でも調書に記されている各家の先祖の出身地の寺を檀那寺としている。飯森の長谷寺、沢渡の定鱗寺、千国の源長寺などがそれである。これによって、入植者は塩島の人のみでないことが知られる。

「田中調書」によれば「開発後十年以内(「山岸調査」では5,6年)ニシテ十八軒トナリタルト伝フレドモ、人名詳カナラズ」と記している。塩島新田村が開発をはじめてから13年目に当たる寛文4(1664)年ごろの田畑面積は次の通りである。

| | | |
|-------|----|---------------------------|
| 塩島新田村 | 田数 | 1町9反8畝8歩 |
| | 畠数 | 13町9反7畝2歩 |
| 塩島村 | 田数 | 5町3反4畝歩 |
| | 畠数 | 17町3反7畝12歩 ⁴³⁾ |

母村の塩島村の田畑面積と比較してみると、畑地の開墾はかなり行われているが、生産力の高い水田の造成は僅かであり、村落はそれほど発達していなかったと推察される。

寛文4年から15年を経た延宝7年の検地帳をもとに作成された調書によれば、田畑とも増加し、屋敷数も増えている。「田中調書」に記された屋敷・田畑数は次の通りである(「山岸調書」にはなし)。

| | |
|-----------|-------|
| 延宝七年三月 竿入 | |
| 屋敷 | 二十六軒分 |

| | | |
|-------|--------------|-------|
| 内 | 二十二軒 | 本百姓 |
| | 八軒 | 半役屋敷 |
| 一上田 | 一町三反五畝十五歩 | 五斗五升代 |
| 一中田 | 三町 三畝歩 | 四斗五升代 |
| 一下田 | 三町七反 六歩 | 三斗五升代 |
| 一下々田 | 一町八反四畝九歩 | 一斗五升代 |
| 計 | 九町九反三畝歩 | |
| 分粃 | 三十六石八斗九升 | |
| 一麻田 | 一町 二畝歩 | 三斗五升代 |
| 一上畑 | 一町二反五畝二十七歩 | 二斗五升代 |
| 一中畑 | 四町六反六畝十八歩 | 二斗代 |
| 一下畑 | 十二町 九畝九歩 | 一斗五升代 |
| 一下々畑 | 十二町八反九畝九歩 | 一斗代 |
| 一屋敷 | 二丁五反五畝十五歩 | 二斗五升代 |
| 計 | 三十四町四反八畝十八歩 | |
| 分粃 | 五十三石四斗一升九合五夕 | |
| 総計 | 四十四町四反一畝十八歩 | |
| 分粃 | 九十石二斗七升八合五夕 | |
| (以下略) | | |

開発に着手してから28年を経た段階で、本百姓22軒、半役屋敷8軒、計30軒の規模の村落になり、その間に10町近くの水田と32町程の畑地を開いたのである。同年次で比較する史料は見当たらないが、元禄の「信濃国郷帳」⁴⁴⁾によって村高をみれば、北城地区の旧8か村の中では嶺方村について多い。このことは最もおそく誕生した新田村が、比較的順調に耕地を拡大していったことを意味しているといえよう。

さて、上記延宝7年の検地における竿受人の屋敷配置、すなわち村落形態はどのような状態であったろうか。幸い、さきの2つの調書には、その配置を示した模式図を描いている。まず、

この両調書の竿受人屋敷と、それらの系譜についての記載を見る。図2は「田中調書」に載る竿受人屋敷の模式図である。図にみるように、道路に面した部分は35箇に分れている。しかし、南側に2箇の畑地と1箇の御蔵屋敷があり、また長兵衛の名が2か所にあるので、記入されている名前は31箇となる。その数は上記の本百姓と半役屋敷との合計より1箇多いが、両者はほぼ一致しているとみてよい。すなわち、この配置図は延宝検地当時の家並を示す模式図とみて間違いないと考えられる。竿受人屋敷のうち、慶安4年の開発願書に署名した者の屋敷が東部に比較的集住しているのは、標高のやや低いこの地区の居住条件がよかったからであろうか。弥左衛門屋敷はやや離れているが、「山岸調書」によれば「竿受ヶ前ハ庄蔵ノ屋敷ノ処ナリ」とある。そうであれば、本新田村落の草分屋敷は五兵衛屋敷以東に集住していたことになる。

調書の竿受人の解説の中には、屋敷の売買例がかなりみられる。例えば屋敷の模式図で最も広い庄左衛門屋敷は、「其ノ子市郎右衛門ノ代、天和二年ニ半分ヲ横沢七郎左衛門ニ売り、元禄十七年ニ残りノ半分ヲ七郎左衛門ノ子元右衛門(玄覚)ニ売りテ九郎右衛門ノ屋敷ヲ買ヒテ移レリ」(「田中調書」)と記す。庄左衛門は開発願書を出した7人の中の1人で、初期の庄屋を勤めていたから、屋敷地が2軒分に相当するほど広いのは首肯される。しかし、この草分の第一人者は、上記のように、後に嶺方より移住した横沢七郎左衛門とその子に屋敷地を売り、村内の他の屋敷地に移住することになった。

後に入村の七郎左衛門は、その西に続く長兵

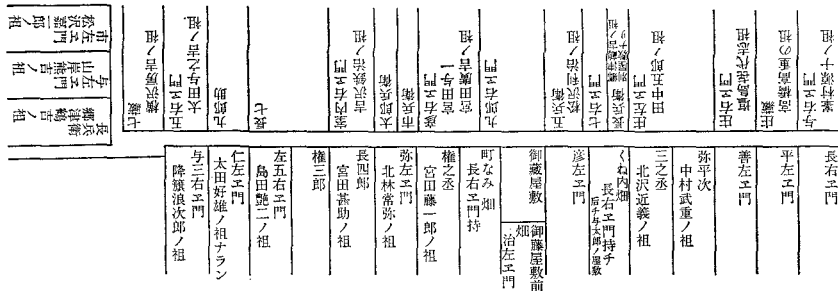


図2 塩島新田の延宝年検地における竿受人の屋敷配置模式図

衛の別屋敷、および七右衛門・五兵衛両屋敷地を次つぎと買い入れ、それを分家の屋敷地とした(「田中調書」)。五兵衛とその子藤四郎も庄屋を勤める家柄であるが、その屋敷を元右衛門に売り、太郎兵衛・市兵衛両屋敷を買って移住した。この元右衛門の土地集積については後述することになるであろう。

以上は屋敷地の居住者の移動が明らかな事例であるが、家並模式図の人名に注記のないのはその後の系譜が明らかでないものである。早期の転出あるいは屋敷地の売却などで不明になったものと考えられる。人名に注記のあるものでも、明治以降に転出した事例も存在する。もちろん、一方には与右衛門屋敷が現在の峯岸氏に、三之丞屋敷が現在の北沢氏に継続しているような例もある。いずれにしても、延宝検地期における竿受人の各屋敷は、今日までその系譜を継承するものもあるが、その後に変変わった例も少なくない。しかし、屋敷地の居住者ないし保有者が変化しても、屋敷割の基本的形態には大きな変化はなかったとみてよいと考えられる。

IV 地籍図からみた塩島新田村

北安曇郡白馬村役場に保管される地籍図は明治24年3月に作製されたものである。地区別に軸物になっているが、地区は大字・字のような単位でなく便宜的な区分にみえる。それぞれの図には、例えば「北城村ノ内百五十番区域図」のように記されている。役場で平常使用しているのは、法務局の「白馬村公図」を複写した青写真である。

図3は上記の青写真を複写したものを基図として、明治24年の原図および土地台帳と照合して作製したものである。明治初年の地籍図がないのは残念であるが、分合筆を処理すれば明治初期に近い状況を示すものと考えられる。この図には3千分の1「白馬都市計画図」に描かれていない村落中央の水路がみられる。その水路を挟む両側の道路と、それに直角に北折する道路を軸にした土地割は、武蔵野新田にみるような規則性はないが、新田地割を感じさせる。

村落の中央を通る鉤型の道路に沿う地割タイプは、道路に直交する短冊型を基本とする。しかし、各筆の界線がすべて直線的であるわけではなく、また東西道路に面した土地の筆界は、その北側と南側とが対称的なものもあれば、そうでないものもみられる。この地割形態には図2の模式図のような規則性は見られないが、集落周辺部の地割形態に比べて計画性がよみとれる。元来は、もっと規則的な土地割を施そうと考えたであろうが、それを不可能にしたのは地形的制約である。

3千分の1「白馬都市計画図」によれば、村落の屋敷地の東端と西端とは約600mの距離を測るが、両者の海拔高度は678mと706mであるから、両端の比高は28mになる。かつての新田村落の屋敷地だけを見ると、400mの距離で両端の比高は12mである。道路の中央を流れる川は、いたる所で水音が聞かれ、かなりの傾斜のあることを物語っている。この傾斜が一樣であれば、地割への影響は少なかったと思われるが、等高線に凹凸があるように、また地表近くに相当大きな石の埋没する所も存在するため、整地は困難を伴ったものと思われる。それにしても、南北方向に直線的な小径や筆界がかなり見られるのは、計画的な村落の建設であったことを推察させる。図3の土地利用図をみるに、道路に接した地片での非宅地は5筆にすぎない。一方、宅地の背後は畑地や水田になっているが、宅地が2～3筆連続する場合もある。各地条の最奥部は、東西道路の北側では原野または山林があり、墓地の存在も多い。南側には山林原野はないが、かなり多数の墓地の存在が目される。新田村落の南方、旧千国街道沿いにまとまった墓地をみるが、これは旧塩島村のものである。屋敷地の墓地は信州下伊那郡⁴⁵⁾や出雲地方⁴⁶⁾にその事例をみるが、塩島新田のように屋敷地背後の田畑を距てた奥部に一樣に墓地をもつ事例はまだ見聞していない。これについては民俗学からの教示を待ちたいと思う。

村落内の各宅地の面積を土地台帳によってみると、まず11,032番地の3反歩と、その斜め向

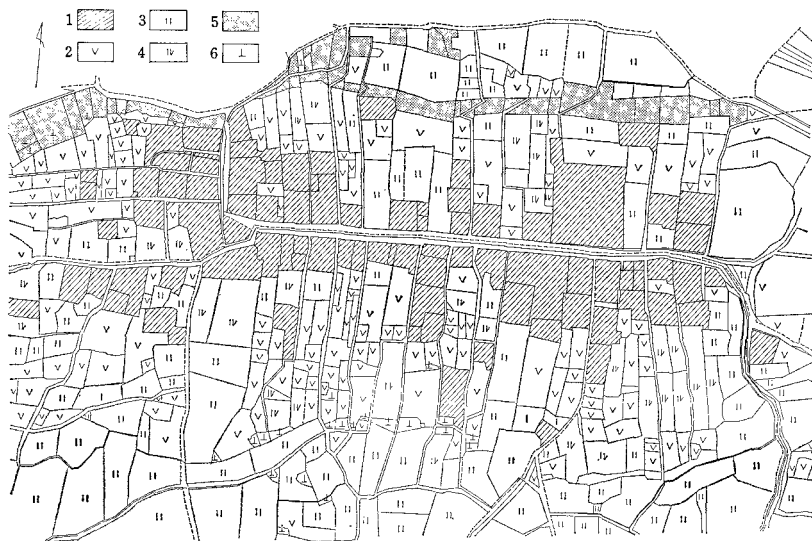


図3 塩島新田の近代における土地利用状況

- 1 宅地 2 畑 3 水田 4 畑→水田 5 山林・原野 6 墓地

いの10,815番地の2反7畝8歩の2屋敷が注目される。(地番図は省略。以下同じ)前者は先の模式図において2軒分の広さで示されている元庄屋の庄左衛門屋敷に相当する。後者は後代の合筆によるものであろう。この両者は、のちに述べる横沢家の本家とその分家に当たる。1反歩以上の宅地はこの2筆で、6畝以上1反未満の比較的広い宅地が5筆存在する。筆数で最も多いのは4畝台で、5畝台と2畝台がこれに次ぐ。1ないし2畝台の宅地は後世に分割されたものが多いように考えられる。史料に残る屋敷面積は1反1畝6歩(彦左衛門)⁴⁷⁾と6畝27歩(与右衛門)⁴⁸⁾の2例にすぎない。前者の推定地は複雑な合筆で不明であるが、後者の比定地は現在5畝6歩である。後者の畝歩の減少は、道路敷の拡張などによると考えられる。

明治24年調整の地籍図(図3)と、先の延宝竿受人の家並模式図(図2)とを対比してみると、前者は複雑で不規則な箇所があるのに対し、後者は極めて単純であるが、基本的には類似した形態といえる。図3から道路に面した土地区画をみると、図2の範囲では東西道路の北側に17筆、南側に22筆、北折した南北道路の西側に6筆を数える。北側の17は分筆の1筆を除くと

図2と同様16となる。ただし、後述のように、これは区画数の一致で両者が全く符号するわけではない。南側の22の場合も両端の各筆は除外すべきであり、10,776番地を分割した3筆は合筆すべきである。その他、道路北側の屋敷境界や背後の地割形態から見て、南側の10,885~7番地、10,867番地と10,868番地の1・2および10,841と10,847両番地はいずれももと1筆であったと考えられる。そうだとすれば7筆減で15となる。しかし、10,815番地は合筆したものと考えられるから、南側もかつては16箇に分れていたと考えてよいであろう。

南北道路の西側には6筆あるが、北端の1筆は山林であり、また狭少な10,981番地は除外してよいから残りは4筆である。図2では3屋敷であるからなお1筆多い。これは図2の与左衛門屋敷の分筆による。「田中調書」では「与左衛門ノ孫市之丞ノトキ、屋敷半分ヲ作右エ門ニ売リタルナリ」とするが、「山岸調書」には「与左衛門ノ子市兵衛ノ代ニ屋敷半分ヲ作右衛門ニ譲リタリ」「宝曆ノ頃市之丞(与左衛門ノ弟ナルベシ)ヲ分家ス」とあり、両調書の表現は若干異なるが、延宝検地竿受人の与左衛門屋敷が分割されたことは確かである。

延宝の検地帳を基に作成された模式図と、明治中頃作製の地籍図との対比は、あまりにも時間的隔たりがあり、無謀のように思われるが、両者にはかなり符号するところが存在した。そこで、改めて地割形態と土地所有との関係を検討し、さらに延宝期における村落形態の実態図を描いてみたいと思う。

なお、道路中央の水路＝堰は、本村落の景観的な特色となり、かつ各種機能を有しているが、模式図には描かれていない。先述のように3千分の1の都市計画図にも記されていないが、地籍図には記されている。その機能は家庭用水・灌漑水のほか、水車・防火・雪流し・薪材流しなど多目的に利用されていた(注42)。

V 近代の土地所有と近世の土地保有との関係

一般には地割形態の踏襲性は高く、土地所有のそれは低いようにみられるが、それぞれの土地条件や住民意識などによって必ずしも一様ではない。塩島新田村のように海拔高度が高く、自然条件に恵まれない地域では、開村以来の居住はかなり困難のようにも思われる。事実、すでにその一部をみたように住居の移動や転出が

みられた。しかし、一方では開村以来同じ屋敷地に居住する家系の存在するのを見た。いずれにしても、近代前期の土地所有状況から近世における土地保有状況を推定したり、比定の手掛りを得たりすることは稀ではない。とくに近代の墓地の所有関係は、かつての状況を暗示する場合がある⁴⁹⁾。そこでまず、土地台帳によって明治20年代の土地所有状況を調べてみる。

図4は土地台帳に記載されている最初の土地所有者を記号で現わしたものである。図に示した1～22は土地所有者の姓で、A～Oはそれぞれの姓の名を示す。旧来の土地所有者は19姓であるが、同一姓でも幾つかの家系に分かれているから、屋敷数はこれより多くなる。まず、図4から読みとれることは、道路に面した土地と一連の地続きになっている地条は同一人の所有になっている例が幾つも存在することである。2A・3A・3B・3C・4A・6A・15Aなどはその典型例である。地条のすべてが連続しないまでも5A・6B・8A・16A・19Aなどは、当初は一連の地続きを保有していたと考えられる。

さきの5Aの場合は、その保有地の間に5Bが入っているが、最奥部の墓地は5姓の3名(うち1名はA・Bのいずれかに属する)が記

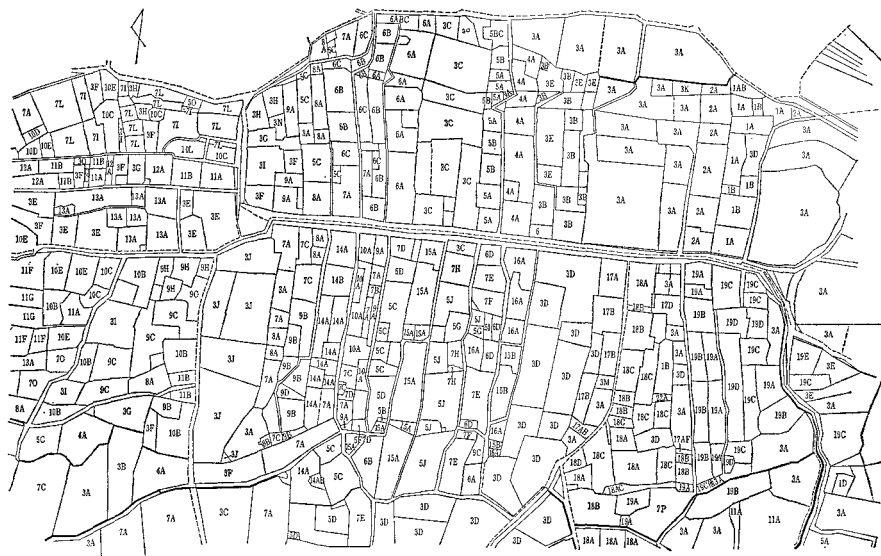


図4 塩島新田の明治中期における土地所有状況
(1～22はそれぞれ姓をあらわし、A～Pはそれぞれ名をあらわす。20～22の姓は本図内に宅地の所有なし)

されていることから、5のA・Bは本家・分家関係にあるものと見られる。6Bも同様のケースで、6Bの地続きに6Aと6Cが含まれ、最奥部の墓地はこれまた同姓の3名の共有の形になっている。この地条には1筆だけ7の姓が入っているが、これは何らかの事情によって後世に他姓の所有に帰したもので、もともとは6B家の保有地であったとみられる。これとこの西側の地条とは次節で改めて取り上げることになる。8Aの場合は、その保有地条に3Aと5Cが入り込んだ形である。この地条はもと8Aの保有地であった地所の一部に、後世になって5Cが居を構え、その背後西半の畑地も入手したと思われる。3Aは付近の各所にみられるが、これは同氏とその先祖の土地集積が盛んであったことを示す。以上のような事例は東西道路南側の16Aや19Aなどにもみられる。

東西道路に直交するように区切られた旧地条の最奥部に位置する墓地は、2A・3Bや4Aのように同一人の個人有が普通である。しかし、1Aと1Bや14Aと14Bその他にみるように同姓の2人の名、あるいは先にあげた5・6姓や19姓のように、3、4人の名を見ることがある。この複数の名の中には相続前と後との両者の名を記している例も考えられるから、その確認が必要になる。以上の例は墓地の所有者が複数でも同姓であるが、ある墓地では異なる姓(5・7)の2人の名(F・D)が記されている。これが

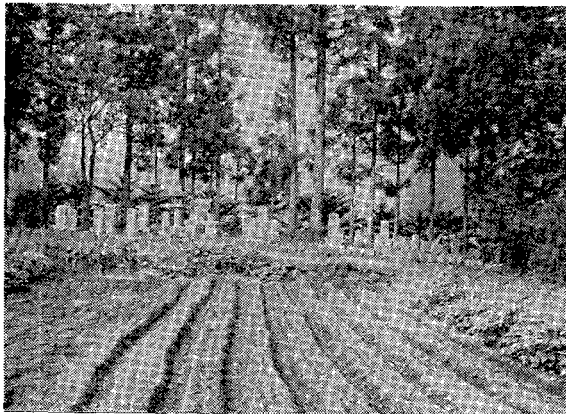


写真2 白馬村新田における宅地・田畑の背後にある墓地

いかなる理由によるのかははっきりしないが、「田中調書」の五兵衛の項に「此当時婿養子ハ実家ノ姓ヲ称スル風アリ、是レヨリ宮田氏ヲ改メ、松沢氏トナリタルナリ」とあるのに似た事情が考えられる。

南北の道路に面した西側の宅地は、北から7L、10C・11A・3Eの所有で4筆から成る。延宝の家並模式図のこの部分は3屋敷であるから1筆多い。その増加は、すでにふれたように竿受人市左衛門の子作右衛門が、南隣の与左衛門の孫市之丞の屋敷半分を買い、弟勝之丞を分家させたことによる。「田中調書」によれば、7Lの7姓はもと10の姓であったが7姓からの婿養子を得たために改姓となった。10C家は7L家がいまだ10姓であった時に分家したのでその姓を保っているという。この家並南端の宅地は、土地台帳では3Aの分家に当たる3Eの所有であるが、家並模式図の注記では13姓である。一方3E宅地の背後にはその所有地のほかに13Aの墓地を含むかなりの土地が存在する。このような土地所有状況は、かつて13姓の保有地であった当該地条に3Eの先祖が入り込み、両姓が共存する型になったことを示している。

この南北道路西側での墓地は、図4では13Aのものだけしかないが、現実にはそれに隣接して3Eの墓がある。またその西方には図に載らないが3F・3H・3Iの墓地が存在し、さらにその北方の傾斜地の中には、地目は山林となっているが、墓地に利用されているものもみられる。このようにみると、宅地の背後に墓地のある形式は変わらないが、その存在形態は東西道路の南北にみるそれとは幾分異なっている。

VI 延宝期における塩島新田村家並の復原

明治20年代調整の地籍図と土地台帳から、近代前期の土地割と土地所有状況を見てきた。それによれば、道路に面して分割された短冊型の各列は地目によって細分されているが、それぞれの所有にはある傾向が読

み取れた。それは、幾つかの筆数からなる各地条は元来同一人が所有していたらしい、ということである。現在でも1つの地条のすべての地片を同一人が所有する例がみられる。しかもその中には延宝検地まで遡る家系も存在した。一方では、延宝の竿受後に家系の絶えた者もあり、後代の来住者もいる。そこで、延宝検地に焦点を合わせ、当時の屋敷の保有状況を明らかにし、新田村落の景観を再現してみたいと思う。景観の図化は、地籍図をベースに、さきの家並模式図を参考にし、土地台帳に見る所有者・地目・地積および「田中調書」「山岸調書」などを利用しながら進める。

まず、地籍図の最も広い11,032番地の1の宅地は模式図の庄左衛門屋敷に相当することは明白である。しかし、模式図では2軒分であるが、地籍図では3軒分に近い。これは模式図の長兵衛屋敷も合併した広さに見える。その推定は「田中調書」に天和2(1682)年と元禄17(1704)年の2回に分けて庄左衛門屋敷を買取った横沢氏が、正徳年間に長兵衛別屋敷も買取った、と記されていることによって傍証できる。このような推定のできるのは、この地籍図の精度がかなり高いことを示している。

模式図では庄左衛門と共に2軒分の屋敷地をもつ長七屋敷は、地籍図を一見しただけではその該当場所が見当たらない。しかし、地籍図を探索してみると図4の6Bと7Aに当たる。道路に面した6Bと7Aの間に、南北の小径をみるが、11,182番地はその両列に跨っている。「田中調書」には「長七ノ家ハ助五郎・仁兵衛ノ二ツニ分レ」たことを記しており、6Bの墓地はその列の最奥部にあるが、7姓の墓地は道路南の屋敷列の背後に存在している。これらのあり方は、両者がかつて同じ地条であったことを推定させる。

庄左衛門・長七両屋敷に次いで模式図に広く描かれているのは彦右衛門屋敷である。これは地籍図に当てはめると長七屋敷の東、2筆を置いた3Cと5Aの両所有地に相当する。彦右衛門がかつて現3C所有の現水田部分も持ってい

たために広く描かれたのであろう。11,019番地の5Aは「田中調書」に載る模式図の注記の姓と一致している。また同調書によれば、この屋敷を2軒に分けたと記しているが、これは東西に2分したのではなく、南北に分割したものと考えられる。それは現在の5A・5Bの宅地が2筆ずつ南北に並んでいるこことから推察できる。

地籍図では東西道路南側の3Dの所有地が広いのに注目される。しかし、家並の模式図にはこれに該当するものがないから、広いのは後世の合筆ということになる。道路の向い側の3Aとの位置関係から模式図の「くね内畑長右衛門持チ」と彦右衛門屋敷とを合わせたものであることがわかる。前者の畑地は「山岸調書」によれば元禄頃に宅地に転換し、宝暦頃に本右衛門(元右衛門と同じ)に売っている。後者は「田中調書」によれば「后ハ明ラカナラズ(中略)子孫ハ管へ移住シタリト云フ」と述べ、「山岸調書」には「其後[△]屋号ハッタノ和兵衛ノ屋敷トナル」と記す。和兵衛は調書の該当箇所に見えないが、おそらく横沢氏の系図に見える4代本右衛門の弟和平がそれであろう。同系図には和平が分家して[△]屋号を立てたことになっているから、上記のことは間違いないであろう。

初期の庄屋の1人庄左衛門は先にみたように、屋敷を半分ずつ2回にわたって3姓の先祖に売ったので、自らは九郎右衛門屋敷を買って移った(「田中調書」ほか)。彼の子孫は4姓を名乗り、その地に居住しているが、単に屋敷地のみでなく、背後の耕地を一括取得したことが図4から読みとれる。庄左衛門屋敷東隣の庄右衛門屋敷は「田中調書」によれば、その「屋敷ハ[○](屋号マルハチ)へ売り、今ノ[△]ノ屋敷ノ一部ニ移リ、後チ[△]ト交換シテ御蔵屋敷跡ナル今ノ処ニ移リタルナリ」とある。この記載は現在庄右衛門屋敷跡が[○]と同じ3姓の宅地となり、かつての御蔵屋敷跡が庄右衛門の子孫の16姓の宅地となっているから、この記述は信憑性があるとみてよい。また同調書では七右衛門・五兵衛の両屋敷は正徳・宝永年間に元右衛門が取得し、弟に分家させたとするが、近代になっても元右

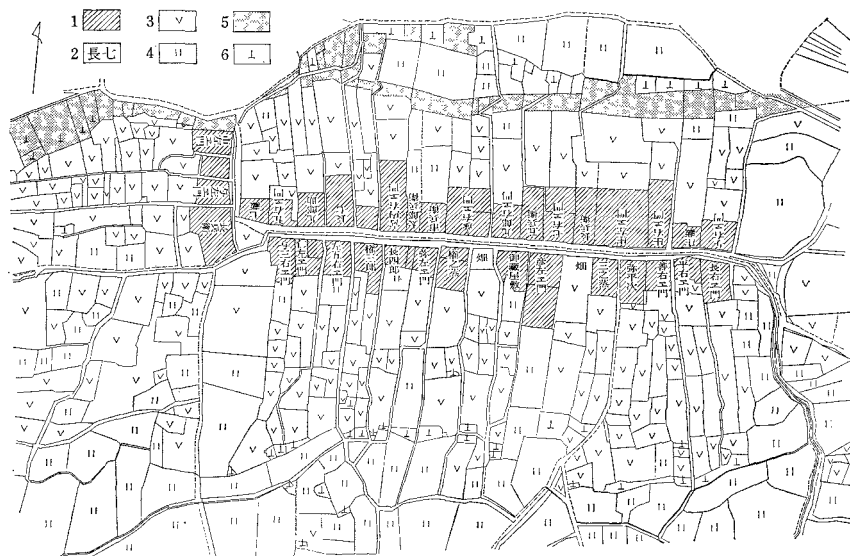


図5 延宝7年検地当時の塩島新田村

1 屋敷 2 竿受人の名前 3 畑 4 水田 5 原野山林 6 墓地

衛門系の3姓の所有となっている。

以上のように、地籍図・土地台帳や模式図・調書などの資料を照合することによって、延宝期の新田村落図を作製した。図5がそれである。ただし、この図は延宝期の屋敷地の復原を中心としたもので、田畑その他は近代中期以降の筆界変化と地目変換を除去した程度にすぎない。とくに畑地の水田化現象は後に触れるように明治以降に顕著であったが、近世においても行われた。延宝期には約10町歩の田に対して畑は約32町歩であったが、明治初年にはそれが伯仲している。しかし、延宝検地以後の耕地の拡大過程を数的に追うことはできない。ただ、延宝期の耕地面積と近代のそれとの差をみると、検地当時における耕地利用の密度は近現代よりかなり低く、村域にはまだ荒地や原野・山林がかなり存在する状態であったことが推察される。

延宝検地にみられる約10町歩の水田や当時の未墾の原野がどのように分布していたかは明らかでない。水田分布地を比定するとすれば、開村と同時に設けられた北汐用水の水掛り地区と、屋敷地に比較的近い地区ということになる。未墾の原野は微地形に支配されたであろうが、

墓地周辺やその背後に多く存在したことが考えられる。水田や原野の分布に比べれば、屋敷の配置は図5に示した形態に近いものとみてよいであろう。なぜなら、この図の基図となった地籍図の地番・地目のあり方、土地台帳にみられる各筆の土地所有状況は、調書その他の資料と符号する点が少ないからである。そのことは、一方では調書などの資料の信憑性の高いことを示しているといえよう。

VII 塩島新田村の性格とその変容

塩島新田は慶安3年の請書にみたように、藩命によって開発され、同4年の定書では「お伝馬次之村」として建設されたことになっている。しかし、開発プランに従った開発であるが、田中、山岸調書が記すように、一挙に開かれたものでなく、漸次形成された新田村といえる。また、村落形態は、同じ安曇郡の成相新田宿のように、道路の中央に水路があり、屋敷もほぼ短冊型に区切られ、宿場町に似たところもあるが⁵⁰⁾、それに関する記録や伝承はない⁵¹⁾。しかし、塩島新田村は松本と糸魚川を結ぶ千国街道に沿って立地するため、村落に交通的機能を有

していたことは確かである。

日本海岸の糸魚川には、古くから松本藩の間屋⁵²⁾があったから、北国塩や肴類は千国街道を通じて松本に移送されていた。従って、この街道筋の集落には荷宿または継荷宿⁵³⁾が存在した。千国から大町までに荷宿のあるのは、塩島新田・飯森・飯田・沢渡・海之口である。それぞれの集落の間隔は2里以下⁵⁴⁾で、宿場町を置くような距離ではなかった。弘化3～万延元(1846～1860)年の史料によれば塩島新田では庄屋七郎左衛門が荷宿をしている(注53)。

千国街道に沿う集落は、信州の他の街道筋のそれと同様に中馬稼が行われていた⁵⁵⁾。この街道沿いの集落では、文政期ごろまでは中馬稼を専業とする者は少なかったが、それ以降は増加したようである(注50)。明和元(1764)年における塩島新田村の馬疋数は40を数える⁵⁶⁾。その数は当時の安曇郡178か村のうち40疋以上を飼養する17か村の中に含まれる。因みに大町村では61疋、千国村では53疋、親村に当たる塩島村は37疋であった。当村の飼養数は中馬稼の比重がかなり高かったことと、一方ではそれに依存せざるを得ないほどに農業の生産性が低位であったことを物語っているとみえる。

近世の塩島新田村には酒造業を営むものがあった。元禄10～寛政6(1697～1794)の史料⁵⁷⁾によれば本村には元右衛門と市郎右衛門(のち本右衛門と三右衛門)が酒造株を保持していた。大町組の元禄13年における酒造株は19を数えるが、その分布をみると大町村11、千国村3、塩島新田村・沢渡村各2、嶺方村1である。天明8(1788)年になると大町組の酒造株は10株に減少するが、上記の村で続くのは大町村の5と塩島新田村の2にすぎない。当新田村の本右衛門の子孫は第2次世界大戦前まで酒造業を続けていた。

大正初年発行の郡誌には、横沢本衛(嘉永2年生)の項に「家世々酒造を業とし麻問屋を兼ね頗る富有を以て聞ゆ、常に麻を大坂西京名古屋等に輸出し、能く高機を失はず、家道益裕なり(後略)」⁵⁸⁾と述べる。このように、横沢家は

酒造業と麻問屋によって財を得、近世以来村内の屋敷地や田畑を集積したものと思われる。図4の土地所有状況図にはそれがよく現われている。同郡誌では大麻について「品質佳良にして産額多きは美麻・神城・北城」と記す。本村における麻問屋の存在は、それによる雇用や麻の栽培、後述の麻織と共に、生業の中に大きな比重をもっていたと思われる。

白馬盆地の各集落は農業を主体とするが、積雪寒冷地のため冬期は屋外作業が制限される。明治初年の町村誌⁵⁹⁾によれば、神城村の民業の項では、男は「農業を専務とすと雖も、寒国にして11月より3月迄は、田畑耕する事不能。其隙間麻を製し、雪解けて後薪を採り、又雪中は北国より運送諸荷物の駄賃稼を成す者多く、(中略)中馬駄賃稼する者^{留鹽糶糶}(後略)」と記す。北城村の民業は説明が簡単であるが、別の史料⁶⁰⁾には女は「春冬積雪の間は産物麻を製」し、男は雪時には藁加工に従事するが、馬(756頭)を荷物の運送と耕耘に多く使用する、と記している。このように白馬盆地の村落は麻織と馬による輸送業、すなわち中馬稼が広く行われていた。塩島新田村は、さきにふれたように、とくに中馬稼が盛行したと思われる。こうした明治初期の状況は近世に遡るものとみてよいであろう。

塩島新田村の非農業的機能について見たが、本新田村の生業の主体は農業である。従って、開村以来耕地の拡大、とくに水田の造成に勤めてきた。開発の初期は地形・地質などの関係から畑地が中心であったが、農民は常に生産性の高い水田への転換を指向した。さきに見た寛文と延宝期の水田と畑の面積は後者の比重が極めて高いが、『信府統記』所収「松本領御朱印郷村高辻」⁶¹⁾によれば、免状高88.3石のうち田方は40.9石、畑方は43.3石(別に麻畑3.5石)で、石高の上では両者の数値は接近している。

表4は本新田を含む北城村の明治初年から昭和初期にかけての田畑面積の推移を示したものである。明治7年の面積はおよそ近世末期の状態を示すものとみてよく、同8年の激増は地租

表4 安曇郡旧北城村の田畑面積の推移

| 年次 | 田 | 畑 | 史料 |
|------|---------------------|---------------------|------------|
| 明治 7 | 町反畝歩 98 6. 9. 04 | 反畝歩 125 8. 5. 14 | 『長野県町村誌』 |
| 8 | 325 9. 7. 00 | 310 4. 0. 20 | 同上 |
| 大正 6 | 470 1. 3. 10 | 260 9. 6. 21 | 『長野県市町村提要』 |
| 昭和 4 | 472 0. 0. 00 | 192 5. 0. 00 | 『農業調査結果報告』 |
| 7 | 495 3. 3. 17 | 247 6. 3. 00 | 『北安曇郡郷土誌稿』 |



図6 塩島新田領域における水田化過程（部分）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 明治22～30年に水田化 | 5 明治21年以前から水田 |
| 2 同 31～45年に水田化 | 6 昭和6年現在畑地 |
| 3 大正1～昭和5年に水田化 | 7 同 原野・ヤブ |
| 4 水田化年不明 | |

改正による隠田の丈量などに伴うものと考えられる。いずれにしても、近世以来、また明治以後においても水田化が積極的に進められてきた。それを可能にしたのは堰（用水路）の新設や改修である。新田開発と同時に掘削したのは北堰であり、西山堰がつけられたのは明治の初年で、灌漑面積最大の新田用水を設けたのは明治20年以降⁶²⁾であった。地籍図の地目修正や土地台帳における地目変換はそれを裏付けており、古老の聞き取りからも知られる(注42)。図6は村落西

南部における明治中期以降の水田化の様子を示したものである。

あとがき

はじめに述べたように、従来の新田研究はわが国の主要新田地帯か、あるいは史料の豊富に残存する新田が中心であったように思う。しかし、歴史地理学あるいは地域史研究の立場からすれば、著名な新田でなくとも、また史料の有無にかかわらず、全国各地に点在する新田の実

態の究明が必要である。一方、新田研究には種々の課題があるが、開発期における景観の復原やその変遷についての検討も重要だと考える。また、市町村の史誌ないし地域史には、新田村落の具体的な景観を示す復原図の登場が望まれる。このような意図と期待を持ちながら、各地に点在する、ごくありふれた新田の例として、信州の塩島新田村を取り上げたのである。

たまたま取り上げた新田が、史料収集とその刊行に積極的な県であったため、若干の関係史料を活字によって見る事ができた。1, 2 節はその賜である。しかし、最も期待した延宝の検地帳は散逸しており、見る事ができなかった。それでも、これを基礎として昭和初年に地元で作成された2種の調書は多くの資料を提供してくれた。この調書と近代の土地台帳およびそれに付属した地籍図が本研究を支えたといえる。

近世前期の屋敷配置の復原に近代の地籍図を利用することは、その時間的隔たりから危惧が感じられる。確かに時間の経過に伴い、土地利用・土地所有は変化し、多くの地片は分筆や合筆を繰返す。それに自然力による変化も加わるから、その危惧は当然である。しかし、土地台帳を併用して、近代前期の土地利用・土地所有および地番のあり方・地割形態などをみると、それらの中には、かなり過去に遡る事象を包蔵している。とくに、墓地の分布と所有形態は、断片的に残る文書類と共に、屋敷地の復原に役立つところが少なくなかった。

以上のように、主として地籍図および土地台帳と、昭和初期に作られた2つの調書を利用して作製したのが図5であった。少なくとも、この図の屋敷地と墓地との配置は、延宝期の実態に近いものと考えられる。そう考えるのは地籍図や土地台帳とは無関係に作成された2つの調書の記載事象の多くが、土地台帳から知られる土地所有状態や地籍図に見る土地割と符号することが多いからである。このことは調書の内容が信憑性の高いことを物語ると共に、近代の地籍図や土地台帳が、近世前期の新田村落の研究に有

効な資料になることを示しているといえよう。

先に図5の復原図は、少なくとも屋敷地と墓地は実態に近いと述べたのは、田畑・原野は必ずしも実態に近くないことを意味する。しかし、今後、延宝検地帳が現われ、それを地籍図をベースにして検討すれば、当時の田畑・原野を含む村落景観が一層精度の高い姿で再現できる可能性がある。このように見ると、史料の残存程度によって研究に難易が生じ、復原図の精度は左右されるが、近世の新田村落の復原やその変容過程の追究に、近代の地籍図・土地台帳が有効なことは変わらない。いずれにしても、全国各地に点在する新田について、これらの資料を活用した、村落の復原的研究の普及を期待したい。

(仏教大学)

付記 本研究の資料収集と現地踏査に際しては、長野県史刊行会、白馬村教育委員会、同村役場および同村新田の多数の方がたのご協力を得た。謝意を表する次第である。なお、本稿の概要は1983年の歴史地理学会大会で発表した。

〔注〕

- 1) 菊地利夫『新田開発』上 古今書院 1958 10頁
- 2) 木村 礎『日本村落史』弘文堂 1978 27頁
- 3) 菊地利夫 前掲1) 上・下 古今書院 1958
- 4) 矢嶋仁吉『武蔵野の集落』古今書院 1954
- 5) 喜多村俊夫『新田村落の史的展開と土地問題』岩波書店 1981
- 6) 松好貞夫『新田の研究』有斐閣 1936
- 7) 木村 礎・伊藤好一『新田村落』文雅堂 1960
- 8) 木村 礎『近世の新田村』吉川弘文館 1964
- 9) 石川卓美『長州藩新田開発の研究』(自費出版) 1981
- 10) 三浦鉄郎『秋田藩における新田開発』古今書院 1981
- 11) 『宇治市史』3 (宇治市役所, 1976) は形態図を示した数少ない例である。
- 12) 農林省農務局編『旧藩時代ノ耕地拡張改良事業ニ関スル調書』1927年
- 13) 土木学会編『^{明治以前}日本土木史』岩波書店 1936
- 14) 桑原公徳『防長両国における郷と水田の開発過程』花園史学 1681 19頁
- 15) 長野県史刊行会所蔵文書の閲覧には、県史編纂委員の小松克己・武田安弘両氏のご協力を得た。

- 16) 信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書』1～24
1970～79
- 17) 『信府統記』は享保9年編輯、注16)の5、6
巻に所収
- 18) 「信州松本領目録」(注17 6巻563, 564頁)
の奥付には寛文4年とあるが、新田は慶安4年卯
年～申年に改めたと説明している。
- 19) 前掲17) 6巻565, 566頁
- 20) (1)「信濃国郡境記」4, 注17) 5巻114, 115頁,
(2)「松本領御朱印郷村高辻」同上 153～334頁,
(3)「信濃国筑摩 両郡高寄」注16) 11巻304～322頁
- 21) 石高資料は『史料叢書』11巻に載るが、同5,
6巻の『信府統記』にも見られる。
- 22) 前掲16) 11巻293～303頁
- 23) 同 15～22頁
- 24) 福井保解題『天保郷帳・附元禄郷帳』汲古書院
1984, 655～657頁
- 25) 前掲1) 130頁
- 26) 前掲14) 19頁
- 27) 武田安弘「近世農業災害の政策的研究」(→信濃
19—5, 諏訪教育会編『諏訪の近世史』諏訪教育
委員会 1966
- 28) 北安曇郡誌編集委員会『北安曇郡誌』1. 自然
1971, 258頁
- 29) 建設省北陸地方建設局松本砂防工事事務所「松
本砂防工事事務所管内梓川高瀬川姫川流域地質
図」1976
- 30) 気象統計は白馬村企画調査課編『はくば』1979
年白馬村勢要覧による。
- 31) 長沢 武『年表白馬のしるべ』1970, 1970年以
降は役場資料による。
- 32) 高家郷・八原郷・前科郷・村上郷(『和名抄』巻
7)
- 33) 竹内理三編『荘園分布図』上, 吉川弘文館,
1975, 117頁
- 34) 前掲16) 11巻253～262
- 35) 長野県編『長野県史』近世史料編5(→中信地方,
長野県史刊行会, 1973, 519頁
- 36) 同 538, 539頁
- 37) 秋岡武次郎『日本古地図集成』鹿島出版, 1971,
30頁
- 38) 前掲17) 5巻123, 124頁
- 39) 検地帳の所蔵者は横沢要雄氏となっており、昭
和58年8月に探訪したが、存在しなかった。しか
し同氏には学生と共にご教示を得た。
- 40) 田中五郎氏の調書は昭和47年田中家のご厚意で
閲覧した。
- 41) 山岸忠一郎氏の調書は昭和57年に横沢正・宮田
豊美・峯村林太郎氏のご厚意で閲覧できた。
- 42) 聞取りには宮田豊美氏(昭和57年71才)をはじ
め、横沢正・峯村林太郎・横沢要雄・山岸保雄の
諸氏のご協力を得た。
- 43) 松本領「両郡田畑町段畝歩」注17) 6巻571頁
- 44) 前掲16) 11巻79, 80頁
- 45) 長野県史刊行会民俗資料調査委員会編『長野県
下伊那郡阿南町新野民俗誌稿』1979
- 46) 勝部正郊『出雲平野の屋敷墓』山陰民俗41
1983
- 47) 延宝7年3月の「安曇郡塩島新田村彦左衛門控
分検地小帳」注35, 544～545頁
- 48) 北安曇郡白馬村北城新田峯村林太郎氏所蔵文書
- 49) 桑原公德『地籍図』学生社 1976 114頁
- 50) 小穴芳美「信州安曇郡成相新田宿の成立とその
発展」一・二 信濃7—10, 11 1955
- 51) 『ふるさと白馬』には宿場をおいたとあるが、
本陣や脇本陣・問屋などのある宿場町ではなかつ
た。
- 52) 「安永六年越後国糸魚川町信州問屋名前書上」
注35) 171, 172頁
- 53) 「弘化三年二月越後国糸魚川捲鮒付送規定書」
『長野県史』近世史料五(→中信地方 1974, 404～
405頁, 「万延元年九月越後国糸魚川荷主・安曇郡
大町荷宿捲鮒継荷取替規定」同上 414～417頁
- 54) 「松本ヨリ中山通り糸魚川へノ道程」注17) 6
巻707頁
- 55) 古島敏雄『信州中馬の研究』同氏著作集4, 東
大出版会 1975
- 56) 「中馬稼之村々」注53) 356～358頁
- 57) 「自元禄十年十一月至寛政六年十一月大町組酒造株書上帳」
注35) 22～32頁
- 58) 北安曇郡誌編集委員会『北安曇郡誌』北安曇郡
役所 1923 1019頁
- 59) 長野県編『長野県町村誌』長野県町村誌刊行会
1936
- 60) 長野県勸業課編「北安曇村内概況調書」1878
県史刊行会所蔵
- 61) 前掲17) 5巻230頁
- 62) 用水関係は白馬村役場保管の「農業の慣行水利
権資料」による。

The *Shinden* Village in the Early Modern Period: A Case Study of
Shiojima Shinden, Nagano Prefecture, Japan

Tadanori KUWABARA

A large number of *shinden buraku*, or villages established on newly reclaimed farm land, came into existence during the Early Modern period in Japan. While such *shinden buraku* may be found concentrated in certain regions, still others are widely interspersed throughout the country. In the case of a village of the latter kind, it is especially difficult to reconstruct the original village landscape due to a lack of documentation, particularly of records indicating schemes of land division systems. However, it has been found that extant terriers and cadastral maps are valuable supplementary aids in the reconstruction of the ancient landscape.

This paper consists of a study of Shiojima Shinden, in Azumi-gun, Shinshu (the present Nagano Prefecture), one of those villages which are interspersed throughout the country. Some extant historical records as well as current data concerning field division systems have been examined and the findings are as follows:

1. The reclamation of Shiojima Shinden was initiated in 1651 (4th year of the Keian era) and, according to a land survey carried out in 1679 (7th year of the Enpo era), the village had grown until it came to contain thirty households. It was also found that many other *shinden* villages had their beginnings in the early part of the Early Modern period in Shinshu.
2. As for the morphology of field division, individual fields are generally rectangular, although some irregularities resulting from the mountainous landform are observable. The settlement itself may be classified as *Strassendorf*.
3. An individual division is owned by a single household. Generally, each house faces the street, and behind it are either rice fields or dry fields, while at the furthest end are found a cemetery and/or *genya* (forest and grassland).
4. A multi-purpose waterway, serving as a source of drinking water, irrigation, fire-fighting, or as water-power for mills was laid out running along the centre of the major streets. The canal also served as a transportation route for firewood as well as a drainage channel for ground snow in winter.
5. At the early stage of the settlement's physical conditions such as landform and poor soil severely limited the type of crop grown, and the land was used mainly for dry field cultivation. Gradually, however, rice became the major crop.
6. Although farming was the dominant occupation, a cold, high altitude climate restrained productivity. Since the village was located along the Chikuni highway, transportation service by means of draft horse was very important source of livelihood. The cultivation of hemp and the weaving of hemp cloth were also widely practised as a supplementary source of income.